

miyoshi
イベント
event

真夏の新そば&みよし野菜メニュー スタンプラリー 2022



☎ 観光産業課商工観光担当 ☎ 214・215

三芳産のそば粉で作った夏そばや、みよし野菜のメニューを食べ
てスタンプを集めた人にお食事券をプレゼント！(5個で1,000
円、8個で1,500円) 全店を制覇した人には2,500円分のお食
事券に加えて、抽選で15人に富の川越いも3kgをプレゼント。
三芳町は20haものそば畑が広がる埼玉県有数のそば生産地。三
芳産のそば粉で作るおそばは、とても粘り強く、美味しさ抜群。
新鮮なみよし野菜とこだわりをもったお店の味を楽しみながら、
この時期にしか出会えない「三芳の味力」を堪能してみませんか？

▼ 対象期間

7月29日(金)～9月16日(金)

▼ 対象店

【三芳町】富【富士見市】ほまれ庵【ふじみ野市】旭庵甚五郎、
大むら、喜久家、竹むら、長寿庵、天和庵、英、山清、浅野屋

※スタンプ台紙はチラシ裏面になります。詳細は各公共施設、対
象店などで配布しているチラシをご覧ください。

農と食(店)を繋ぐプロジェクト&埼玉県三芳町
(主催:ふじみ野市商農協同組合・有志会)

真夏の
新そば
&
みよし野菜
メニュー

期間中にスタンプを
集めれば お食事券
プレゼント!

スタンプラリー
2022

期間: 7月29日(金)～9月16日(金)
内容&対象店: 裏面をご覧ください
問合せ: 三芳町観光産業課 049-258-0019 (内線 215)

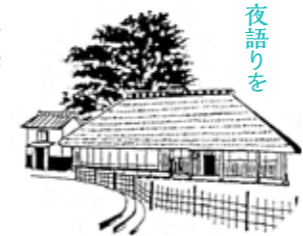
miyoshi
お知らせ
news

民家で 夜語り・郷土芸能のつどい開催

☎ 中央図書館 ☎ 258-6464・歴史民俗資料館 ☎ 258-6655

歴史民俗資料館に隣接する
旧池上家住宅を会場とし
て、夜語りと郷土芸能観賞
を行います。夜の古民家と
いう独特の雰囲気の中、昔
語りや地域に伝わる竹間沢
車人形、お囃子の調べを楽
しみませんか。

旧池上家住宅で
お囃子や車人形、
夜語りを
堪能しませんか？



▶日時: 9月17日(土)
17:30～19:30
(開場 17:00～)

第1部 郷土芸能のつどい(お囃子・竹間沢車人形)
第2部 夜語り

- ▶場所: 旧池上家住宅(歴史民俗資料館内)
- ▶対象: 中学生以上
- ▶定員: 40人(先着順)
- ▶申込み: 8月9日(火)から歴史民俗資料館か中央図書館へ
電話で申し込み。

※旧池上家住宅内は飲食禁止です。

miyoshi
お知らせ
news

週末ほっとワークス SDGs・リサイクルについて考えよう

☎ 藤久保公民館 ☎ 258-0690

地域や社会が抱える問題な
どに焦点をあてた社会教育
講座「週末ほっとワークス」。
今回は「SDGsの概要・リ
サイクルについて考えよう」
と題して講座を開催します。



▶日時: 8月20日(土)
10:00～11:30
(開場 9:45～)

- ▶場所: 藤久保公民館 多目的ホール
- ▶定員: 50人(先着順)
- ▶講師: 環境カウンセラー原芳彦氏・政策推進室職員
- ▶申込み: 8月2日(火)～17日(休)に藤久保公民館へ直接また
は電話で申し込み。

主催: 協働のまちづくりネットワーク 教育文化グループ
共催: 藤久保公民館
協力: 三芳町教育委員会社会教育課

miyoshi
お知らせ
news

第3弾 三芳町地域応援ふれあいクーポン券

☎ 観光産業課商工観光担当 ☎ 214・215

町では、新型コロナウイルス感染症が消費に与える影響を緩和す
るとともに、地域での消費を喚起・下支えするため、全住民に「第
3弾 三芳町地域応援ふれあいクーポン券」を配布します。

- ▶対象: 令和4年7月1日現在で三芳町に住民登録のある人
- ▶配布額: 1人3,000円(A券500円×2枚・B券500円×4枚)
- ▶使用方法: 加盟店での会計時に提出。
※おつりは出ません。

店舗のポスター・卓上サイズのの
ぼりが目印です。また、町のホーム
ページでも店舗一覧を随時更新し
ていますので、右下の二次元コード
からご確認ください。

※クーポン券は7月下旬から世帯
全員分を世帯主宛てに送付してい
ます。郵便事情により、届くまで
多少時間がかかる場合があります。



使用期間 令和4年 令和5年
8月1日(月)～2月13日(月)

1人につきA券1,000円分・B券2,000円分

A券

加盟店全てで利用可能
1人につき
500円×2枚 配布

B券

大型店以外で利用可能
1人につき
500円×4枚 配布

ふれあいクーポン券取り扱い店舗一覧
は町のホームページをご覧ください。



miyoshi
お知らせ
news

住民税非課税世帯等 臨時特別給付金

1世帯
10万円

☎ 福祉課 給付金担当 ☎ 701～703

住民税非課税世帯等に、1世帯あたり10万円を給付します。

- ▶対象者: ①か②に当てはまる人※令和3年度に臨時特別給
付金(非課税世帯・家庭急変世帯)を給付された世帯を除く。
①令和3年12月10日時点で国内に住所があり、令和4年6
月1日時点で三芳町に住所がある住民税均等割非課税世
帯(該当者には確認書を郵送します)。
②①に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影
響を受けて収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の
収入となった世帯。※非課税相当とは世帯員全員の年収見込
額(令和4年1～9月の任意の1か月収入×12倍)が非課
税水準以下のこと。

- ▶申込み: 9月30日(金)(必着)までに、福祉課へ下記の書類を提出。
①の世帯: 確認書(町から郵送)を返送。
②の世帯: 世帯員全員分の所得が非課税相当の水準に下がった
ことがわかる書類(令和4年1月以降の給料明細・通帳のコピー
等)を1か月分添付し、申請書を提出。

- ▼注意事項
・虚偽の申告が明らかになった場合、返還を求めます。
・申請内容により、課税状況等を確認する場合があります。
・全員が課税者に扶養されている世帯は対象外です。

miyoshi
子ども
child

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

その他
世帯分

☎ こども支援課 児童福祉担当 ☎ 242

- ▶対象者: ①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の
給付金を受け取った人を除く)
①令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童(障がい児の
場合20歳未満)を養育する父母等(※令和4年4月～令
和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
②令和4年度住民税(均等割)が非課税の人または令和4
年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収
入となった人

▶給付額: 児童1人につき5万円

支給手続き

- ▶令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の
受給者で住民税非課税の人は、すでに振り込み済みです。
▶令和5年2月末までに生まれた新生児がいる児童手
当受給者および、令和5年3月分までの新規特別児
童扶養手当受給者で住民税非課税の人には通知後支払
い予定です(申請不要)。
▶上記以外の人(高校生のみ養育している人、収入が急
変した人など)は申請書(町HPか上記窓口で入手)
に振込先口座などを記入し、必要書類とともに上記担
当まで直接または郵送で提出してください。